

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第38回）開催結果概要

1 日時

平成22年11月16日（火）午前10時から午後零時10分まで

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，高橋宏志〔座長〕，中尾正信，二島豊太，

野間万友美，水野美鈴，山本和彦

（事務総局）

菅野雅之審議官，小野寺真也総務局第二課長，本田能久総務局参事官，

染谷武宣総務局総務課長，朝倉佳秀民事局第一・三課長，

高橋康明刑事局第二課長，春名茂行政局第一・三課長，

小田正二家庭局第一課長

4 進行

（1）新委員の紹介

菅野審議官から，水野美鈴委員が紹介された。

（2）意見交換

ア 本日の進行について

（高橋座長）

- 本日は，裁判所及び弁護士の実務態勢等に関連する要因に関する施策について，第33回ないし第35回検討会の3回にわたるフリーディスカッションにおける議論や実情調査の結果を踏まえて事務局が作成したたたき台に基づき，意見交換を行いたい。また，前回及び前々回の検討会で議論した制度論及び運用面に関する施策についても，追加の意見等があれば，意見交換を行いたい。

イ 裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について

(ア) 裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策について

小野寺総務局第二課長から、たたき台の構成について、前回及び前々回の検討会におけるたたき台と同様に、項目ごとに、第3回報告書で指摘された長期化要因、同報告書公表後の検討会における委員の意見、各地での実情調査における裁判官や弁護士の意見を整理した上、更に関連する統計データ等をも整理した上で、考えられる施策案を検討項目として挙げていることが説明された。

その上で、同課長から、裁判所の執務態勢等に関連する要因に関して考えられる施策案として、①裁判官の人的態勢、②裁判所の人的態勢に関するその他の施策、③専門的知見の取得や法的調査のための態勢に関する施策、④合議体による審理、⑤法廷等の物的態勢に関する施策が順に説明された。

具体的には、①に関し、裁判官の手持ち事件が増加し、あるいはその質が困難化し、繁忙度が増すと、争点整理に積極的に関与することや、人証調べのためのまとまった時間を確保することが困難になり、審理の迅速化や判断の適正・充実化にとってマイナスの要因となることについては、関係者の共通認識になっているので、民事訴訟事件（家事事件）の増加や専門化・複雑困難化に対応し、充実した迅速な事件処理を行うためには、裁判官の手持ち事件数を減らすことにより、裁判官の時間を作り出すことが必要であり、そのために、事件の特性に応じたメリハリのある手続上の工夫や当事者の協力を前提としつつ、今後とも、特に負担が増大している大規模庁（事件数の急増及び複雑困難事件の増加により、裁判官の繁忙度が著しく高まっている。）を中心に、継続的に相応の裁判官の態勢強化を図ることについて検討を進めることが考えられる旨説明された。また、支部については、その機能充実のために人的態勢の拡

充が必要であるとの指摘がある一方、一般的には、民事訴訟事件等の負担が相対的に小さいことに加えて、事件処理の面で極めて非効率であるとの指摘があることから、これらの指摘を十分念頭に置いて、各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘察しながら、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進めることが考えられる旨説明された。その上で、人的態勢の整備の指標の1つとされる事件数については、将来動向も加味して柔軟に測定されるべきであり、将来動向を検討するに当たっては、過去の事件動向を長期的なスパンでみるほか、今後の社会情勢の予測や弁護士数の増加との関係をも踏まえた実証的なデータ分析を行うことが必要であり、さらに、裁判官の繁忙度を考えるに際しては、単純な事件数だけではなく、様々な種類の事件を同時並行的に処理する負担、法科大学院への教員派遣、司法修習生の指導、各種協議会・研究会への参加とその準備、司法行政事務等に要する負担についても十分留意する必要がある旨、説明された。

②に関し、事件の急増や専門化・複雑困難化に伴い、書記官の負担が増加している状況とともに、当事者の裁判所に対する要求水準の高まりを踏まえ、国民の司法に対するニーズに応え、裁判官と協働して紛争解決に当たる書記官を確保するため、継続的に相応の態勢強化を図ることについて検討を進めること、また、特に遺産分割事件における実働可能な弁護士調停委員の態勢強化を中心に、有能な調停委員の確保と一層の能力の向上を図ることについて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

③に関し、後記④の合議体による審理の積極的な活用が考えられるほか、専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究、蓄積については、必要な情報の収集・蓄積の方法、研究機関や専門家団体などとの連携のあり方、

大規模庁の専門部のあり方などの点も念頭において、検討を進めること、専門部等において蓄積されたノウハウの活用のほか、専門訴訟に関わる法情報の検索・共有システムの拡充について検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

④に関し、事件の複雑困難化に対応しつつ、適正迅速な解決を実現するためには、合議体による審理の活用が有効であるが、裁判長は単独事件の審理で大きな負担を負っている上、合議事件は、単独事件と比べて、1件当たりの審理に要する負担が重いため、結果的に、現状では必ずしも十分な活用が図られていないことは、関係者の共通認識になっているので、争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案を始めとする複雑困難事件等、本来合議に付するにふさわしい事件を、これまで以上に積極的に合議に付し、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たしながら、適正迅速な解決を図ることを可能とするような態勢整備について検討を進めることが考えられ、その際には、特に、合議充実を妨げている最大の要因である裁判長の単独事件の負担の適正化と、そのために必要な右陪席の態勢整備について十分留意することが考えられる旨、説明された。

⑤に関し、審理期間への影響が指摘されている法廷等（法廷、ラウンドテーブル法廷、弁論準備手続室等）の不足を解消し、また、今後の裁判官の人的態勢の整備や合議体による審理の積極的な活用と平仄を合わせるためにも、効率的な使用方法を検討しつつ、法廷等の整備について検討を進めること、裁判官室から法廷等までの移動距離の長さ、その間の移動手段の不便さ、法廷等の狭隘さ、警備の困難性等の指摘に対応し、大規模庁舎における限界を踏まえつつ、法廷等の使い勝手の向上について検討を進めること、なお、待合室の数や配置、打合せスペースの確保、耐震対策、バリアフリー化、セキュリティ面の強化についても検討を進

めること、実務における利用頻度が高い電話会議システムを始めとしたIT設備に関し、その増設や性能の向上について検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

〔人的態勢等について〕

(高橋座長)

- まず、たたき台の①ないし④の人的態勢等に関連する施策案について、意見交換を行いたい。

(中尾委員)

- 合議体による審理に関する統計データによると、簡裁を第一審とする控訴事件が平成19年以降急増し、特に平成22年は平成21年の3倍程度に急増することが見込まれているようだが、その要因は何か。

(菅野審議官)

- 実情調査においても裁判官から述べられたところであるが、過払金事件についての簡裁の判決に対する控訴が激増しているためと思われる。

(秋吉委員)

- 地裁で事件処理を担当している裁判官の実感としても、過払金事件で和解をすることが難しくなったため、簡裁の判決に対して控訴が増え、地裁で争点に関する判断を迫られることが増えた。それに伴って、合議体による審理の負担も増えている。
- 東京地裁における最近の事件処理状況は、一言で言えば、限界に近い状況である。統計データ上、これまで短縮化してきていた平均審理期間が平成22年は長期化に転じる見込みのようであるが、実感と合っている。東京地裁等の大規模庁においては繁忙度が増しており、自分がこれまで勤務した他庁での執務状況と比べても、東京地裁での忙しさは特別である。東京は政治経済の中心で、人や企業が集中しているため、事件が多いのは当然であるが、最近では、法律事務所の大規模化・集中化のた

めか、例えば、過払金事件でも、実質的には他の地域で起きた紛争であるのに、業者の本社が東京にあると、東京の大規模法律事務所に相談、依頼する人が多く、多いときには全国各地から数十人単位の原告が一通の訴状で訴えを提起するなどして、事件が東京地裁に集中する現象が生じている。事件の質についても、大企業の本社が東京に集中しているため、これまで勤務した他庁よりも、事件規模が大きく、内容が複雑で、専門的・先端的な知見を要する事件の割合が高い。

- 裁判官が様々な角度から事件を検討して適正な審理・判断を行うためには、事件処理に追われるのではなく、ある程度の時間的、精神的なゆとりが必要ではないかと思われる。事件の背景にある社会経済の状況等についても興味や関心を持ち、視野を広げることが、裁判官としての成長、ひいては審理の充実化や判断の適正化にもつながるのではないかと思う。しかし、裁判官は、事件処理に追われて十分な記録検討や判決起案を行う時間を確保しにくくなっており、深夜や休日まで記録検討や判決起案に費やさざるを得ないのが実情で、忙しいこと自体は仕方ないと思うが、幅広い知識を身につけたくてもそのような時間がほとんど取れないのは問題があるように思われる。裁判官の仕事の性質上、ある程度、平日の執務時間外に記録検討や判決起案を行わざるを得ないことはやむを得ないが、イメージでいえば、平日の執務時間内にも記録検討や判決起案の相当程度を行うことができるような期日の入り方や手持ち事件数が理想ではないかと考えている。
- 合議体で審理することは非常に有意義である。難度の高い事件であっても、3人の裁判官が関与することにより、法的事項に関する調査や事実関係の確認を十分行い、早期に争点や問題点を把握して適切な釈明ができるため、よりよい審理ができる。また、一人では結論を決めかねるような場合であっても、多種多様な事件処理を経験してきた裁判官が、

それぞれの経験や見方を持ち寄って充実した議論ができるので、納得した上で、自信を持って判断することができる。私自身、医療集中部で医事関係訴訟を担当しており、合議体で審理することの意義を日々実感している。

なお、東京地裁では、医療集中部の裁判長は単独事件の負担が軽減されているため、医事関係訴訟を始めとした難度の高い事件において合議体による審理の活用ができていますが、他の部では、裁判長の単独事件の負担が重くなっており、なかなか事件を合議に付せない実情にあると聞いている。充実した審理・判断を行うためには、まずは、裁判長や右陪席裁判官の負担を軽減して、合議体による審理を積極的に活用できる態勢を整えることが必要である。

(中尾委員)

- たたき台の①に関する委員の意見や実情調査の結果の中には、「大規模庁」、「中・小規模庁」、「常駐支部」、「非常駐支部」という表現が随所に見られるが、一般国民にはその区別が分かりにくい。これらの定義付けをすることは難しいと思うが、報告書では、例えば、庁ごとの事件数や裁判官の人数等のデータを示すなどして、どのような庁についての議論がされているのかのイメージをつかめるようにしてはどうか。特に、態勢強化を図るべき「負担が増大している大規模庁」というのは、どの庁を想定しているのか、脚注などで分かるように工夫できないか。
- たたき台では、①につき、「大規模庁を中心に」「裁判官の態勢強化を図る」ことについて検討を進めることとされている。しかし、特に地方の弁護士には、東京地裁本庁だけ裁判官を増員しても、増員の実感が湧かないとの声が根強く、大規模庁とそれ以外の中・小規模庁、支部では態勢に格差があるという声もある。そこで、第35回検討会でも述べたとおり、それぞれの規模の庁において、必要性に応じた、隔たりのない、

バランスのとれた態勢強化を図るという姿勢を表すことができるよう、表現を工夫できないか。例えば、「大規模庁を中心に」として大規模庁のみを強調するのではなく、大規模庁が例示であることが分かるよう、「大規模庁など」と表現してはどうか。

また、具体的な施策としては、裁判官の増員が必要だと考えているが、たたき台では人員配置を工夫して大規模庁に裁判官を集めることにより「態勢強化」を図る方針ではないかと誤解されかねない。したがって、態勢「強化」よりももっと表現を強め、態勢「拡充」などと表現した方がよいのではないか。

- たたき台の①には、支部においては、「一般的には、民事訴訟事件等の負担が相対的に小さい」、「事件処理の面で極めて非効率である」との指摘があるとの記載がある。

前者については、「一般的には」と記載すると、200庁以上ある様々な規模の支部に普遍的な状況であるとの誤解を与えるおそれがあるので、削除できないか。

後者については、まず、「極めて」という記載は強すぎる表現なので、削除すべきである。また、「事件処理の面で」非効率である旨記載されているが、非効率なのは、支部における事件処理ではなく、支部てん補の際の移動に時間がかかるためにロスが生じることや、そのために本庁における事件処理にも影響が出ることであると思われるので、そのことが分かるような表現にすべきではないか。

なお、支部へのてん補の際の移動にかかる時間的ロスについては、現在、裁判官が支部へのてん補に各駅停車の電車を利用しているのであれば、特急列車の利用を認めるようにするなど、支部てん補の際のアクセスの改善を施策として検討すればよいのではないか。

(秋葉委員)

- 東京地裁民事部の繁忙度は、自身が高裁事務局長として勤務した経験のある高裁管内の民事事件担当裁判官の繁忙度とは明らかに違う。東京地裁などの大規模庁の繁忙度は著しく高いので、その実態に即し、やはり裁判官の態勢強化は「大規模庁を中心」に行うべきである。一般的に言えば、人的態勢の強化を行う前に、まず制度面・運用面での改善などによる合理化・効率化を行わないと、国民的な理解は得られないだろう。しかしながら、東京地裁などの大規模庁の現在の繁忙度は、既に合理化・効率化だけでは手当てしきれない状態にあるので、人的態勢の強化が必要である。
- 中尾委員から、たたき台の支部に関する記載のうち、「一般的には」という表現を削除すべきとの意見が出された。しかし、支部の多くを占めるのは小規模な支部であり、多数の小規模支部では民事訴訟事件等の負担が小さいというのは実感に合っているので、「一般的には」という表現はむしろ自然である。また、その後の部分で、「各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら、各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進める」とされており、支部全部を十把一絡げにしないうよう配慮された表現になっているように思う。
- 支部における事件負担は確かに支部によって千差万別の面はあるが、小規模支部の中には、週1日執務すれば足りるような事務量の支部もあるし、週2、3日分の事務量しかない支部も多い。このような支部で常駐化も含めて裁判官の態勢を強化するとなれば、国民的理解が得られないのではないか。やはり、実際に繁忙な大規模庁において態勢強化を図るべきである。
- 支部てん補の時間的ロスを解消するために特急利用を認めることについては、現場の裁判官にとっては大変ありがたい話であるが、旅費法の

厳しい制約があり、行政庁とも横並びの取扱がされており、裁判員裁判の関係でも、裁判員等に対して旅費法に基づいて交通費が支給されている。仮に裁判官に特急利用を認めるのであれば、大所高所から旅費法を時代にあった内容に見直す必要があると思う。

(二島委員)

- 裁判官や裁判所の態勢整備を考える際には、限られた予算の中でどのように解決するのかという問題を考えざるを得ないし、国民が司法へのアクセスについて何を期待しているのかについてもよく考えないといけない。裁判の迅速化という枠組みだけでは解決できない問題だと思う。現実的には、単純にどの地方部にも小規模の支部を増やせば良いということではなく、地方部においても必要な最低限の司法サービスを維持しながら、繁忙度が上がっている東京地裁などの大規模庁における増員の緊急性、必要性に応じた手当てをどのように講じるかということであろう。たたき台でそのような問題意識が表現されているか検討していただければよいのではないかと思う。
- 実情調査で裁判官から直接話を伺うことができたので、大規模庁の裁判官が大変繁忙であることはよく理解できた。しかし、報告書において、裁判官の繁忙度を説得的に表現するためには、それを裏付ける客観的・具体的なデータがあれば良いのではないかと思う。

(山本委員)

- 私も同感である。難しいとは思いますが、裁判官の繁忙度を具体的に示すようなデータを何とか工夫できないか。
- 一般国民に裁判官の態勢強化の必要性を理解してもらうために、充実した審理が可能となることによって、質の高い審理・判断を達成できるという点を前面に押し出すべきではないか。裁判官が良い審理・判断をするためには、時間的、精神的なゆとりが必要であり、個々の事件と

は直接の関わりはなくても、法律の研究を進めたり、法律以外の知識・教養も広く吸収したりするなどして自己研鑽を積み、経験則を磨くことが重要である。また、裁判官が事件処理に追われて審理を急ぐと、当事者の手続保障が不十分になるおそれもあり得るので、裁判官がゆとりを持って充実した審理・判断をすることは、当事者の手続保障にもつながるという観点も重要である。当事者の手続保障の拡充は、非訟事件手続法、家事審判法の改正のテーマとなっており、近時活発に議論されている視点である。

(菅野審議官)

- 当事者の手続保障の重要性についての御指摘はごもっともであるが、どの場所にどのように盛り込むかについては検討させていただきたい。
- 大規模庁における裁判官の繁忙度を示すデータについては、事務局においても検討しているところである。実情調査の際に各地の裁判官から事件処理の負担や執務状況などについて実情を語ってもらい、その結果は実情調査の取りまとめとして報告書に掲載したいと考えているが、事件処理の方法、執務のスタイルについての各裁判官個人の考え方やスタンスなど、属人的な要素が大きく入り込んでしまうものであり、一般的・普遍的なものではないという制約がある。報告書に記載できる客観的データとしては、事件動向などから推測できる大づかみの繁忙度にならざるを得ないことを御理解いただきたい。

(中尾委員)

- たたき台の②は、「書記官『等』の態勢整備」となっているが、書記官以外の官職として何を想定しているのか。家事事件の分野では、最近成年後見関係事件等の増加により、家庭裁判所調査官の繁忙度が増しているため、書記官のほかに、家庭裁判所調査官の態勢整備についても触れてはどうか。

(小田家庭局第一課長)

- 成年後見関係事件は、平成12年の改正法施行当初は、家庭裁判所調査官が中心となってその処理を行ってきたが、その後、事件処理の合理化を図ってきている。その中で、成年被後見人等の判断能力や成年後見人候補者等の適格性の判断等は、書記官の知識・経験が活用できる分野であり、人間関係諸科学の専門家である家庭裁判所調査官は、面会交流等の子の監護をめぐる事件等、本来その専門性を発揮すべき事件の処理に注力すべきであるという議論がされ、現在、成年後見関係事件は書記官が中心となって処理を進めている。

(秋葉委員)

- 高裁事務局長としての経験を基に話をさせていただくと、近年は少年事件がかなり減少してきており、家庭裁判所調査官の少年事件についての負担は減少してきている。もっとも、その分、子の監護を巡る事件等の負担が増加してきており、全体としてみれば、家庭裁判所調査官の負担には大きな変化はないという状況ではないかと思われる。

(高橋座長)

- たたき台においては、裁判官の繁忙状況に関する委員の意見や実情調査における意見として、例えば、裁判官が執務時間外及び休日に判決起草等を行っていることが指摘されているが、他の業種でも、勤務時間外及び休日に勤務を行っている例は少なくないので、裁判官の繁忙状況が他の業種と比べて特殊であることをも示した方が、実情が適切に伝わるのではないか。例えば、裁判官は、紛争について自ら最終判断を下す必要があり、その繁忙度が裁判の質に影響しかねないという特殊性を示すのも有益ではないか。

なお、諸外国の裁判官の状況を参考にすることも考えられるが、諸外国とは背景となる制度や実情が異なるので、単純な比較は難しいことに

言及すべきであろう。例えば、イタリアでは、裁判官が多数の事件を抱えているが、審理期間は我が国より相当長期化しているし、ドイツでも、事件数は多いが、事件の内容は我が国の方が顕著に複雑であると聞いている。誤解のおそれの方が大きいのであれば、諸外国との比較は無理にすることはない。

(野間委員)

- 実情調査で接した裁判官の繁忙度は、これまで記者としての経験から想定していた程度を超えていた。一般的に記者も繁忙であり、仕事が立て込むと休日がつぶれることもあるが、裁判官の繁忙度は、それ以上である。このような裁判官の繁忙状況を踏まえると、各裁判官が繁忙度の低下を実感できる程度の増員が必要であり、裁判官の人的態勢の整備については、たたき台の書きぶりを強めるべきではないかと思っている。また、二島委員も指摘されたが、裁判官の繁忙度の裏付けとして、裁判官の執務時間等が通常想定される執務時間よりいかに長いかという点につき、客観的なデータを示すことも有益ではないか。

(菅野審議官)

- 高橋座長及び野間委員の御指摘を踏まえ、裁判官の繁忙状況について、仕事の量的な面だけでなく、質的な面からみても、他の業種と比べて特殊性があることが適切に伝わるように、本日いただいた意見等を参考にしながら、施策案の表現ぶりを工夫したい。また、裁判官には残業という概念がないので、客観的なデータと言われると困難であるが、繁忙庁の状況に関して具体的なイメージを持っていただく工夫が更に何かできないか検討したい。

(秋吉委員)

- たたき台では、①につき、各支部の規模や事件状況、社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら、各地域における司

法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進めることを盛り込みつつ、大規模庁を中心に、必要に応じた裁判官の態勢強化を図ることについて検討を進めるとされているところ、このような書きぶりは、大規模庁の繁忙度が格別であるという現場感覚に合致しているし、施策案としてのバランスもよいと思う。

- 裁判官の繁忙度を把握するに当たっては、裁判官が執務時間外に仕事を自宅に持ち帰って処理する機会が多いことや行政官庁のような待機時間がないという特殊性も念頭に置く必要がある。また、実情調査では、行政官庁への出向経験のある裁判官から、行政官庁では繁忙期の波があるが、裁判官は、1年中、行政官庁の繁忙期と同様に忙しいという意見が述べられており、参考になるのではないか。

(菅野審議官)

- 中尾委員が指摘された「大規模庁」、「中・小規模庁」等の区別について、定義を示すことは困難な面もあるが、その雰囲気ができるような工夫ができないか検討したい。
- たたき台の①にある「裁判官の態勢強化」という表現については、御指摘を踏まえて、更に表現ぶりを検討したい。
- 中尾委員が指摘されたように、たたき台の①の支部に関する部分のうち、「一般的には」という記載が誤解を与えるおそれがあるというのであれば、削除することも考えたい。また、支部について、事件処理の面で極めて非効率であると記載した趣旨には、裁判官が支部にてん補している場合の支部への移動時間の問題というよりは、前回及び前々回の検討会において議論された、集中的処理のメリットが活かさないという点等、事件処理全体の問題点が含まれている。なお、「極めて」という表現が強すぎるということであれば、この点は再考したい。ちなみに、支部に関する施策案については、秋葉委員や秋吉委員が指摘されたとおり、

「各支部の規模や事件状況，社会経済状況の変動状況を始めとする地域環境等を勘案しながら，各地域における司法サービスの充実を図るための様々な方策について多角的に検討を進める。」としており，後ろ向き
の方向性による書きぶりになっているとは思っていない。

(二島委員)

- 裁判官が適切な判断を行うためには，幅広い教養を身につけておく必要があり，そのための時間も必要ではないかと思われる。こうした点を強調すべきである。

(秋吉委員)

- 二島委員が指摘されたとおり，裁判官が十分な教養を身につけることも重要であるが，実務の実感としては，それよりも，事件が急増し，その内容も複雑困難化する中で，とにかく裁判の質を落とさないように努めるのに必死であり，事件処理の負担が極めて重い。

(山本委員)

- 裁判を利用する国民としては，時間的，精神的なゆとりのない裁判官の判断を受けるのは望まないであろうから，裁判官の執務態勢を検討するに当たっては，このような行政官とは異なる裁判官の仕事の特殊性を強調する必要がある。

(秋葉委員)

- 山本委員の御指摘は，同感である。

(水野委員)

- 裁判官に法律上定められた勤務時間はあるのか。

(小野寺総務局第二課長)

- 裁判官について，法律上は，勤務時間の定めはない。

(菅野審議官)

- 小野寺総務局第二課長が御説明したとおり，法律上は，勤務時間は定

められていないが、もとより全くの自由勤務というわけではなく、平日に執務することなく休む場合には休暇申請が必要となるなど、一般職の公務員と類似した内部規律はある。

〔物的態勢について〕

(高橋座長)

- 次に、たたき台⑤の裁判所の物的態勢に関連する施策案について、意見交換を行いたい。

(菅野審議官)

- 本日欠席された仙田委員から、裁判所の物的態勢に関連する施策案に関して、事前に大要次のような御意見を伺っているので、紹介する。

「たたき台の⑤で取り上げられた耐震対策及びバリアフリー化は、早急に検討すべき施策である。また、たたき台の⑤で取り上げられた待合室の数や配置及び打合せスペースの確保について検討を進めるに当たっては、その内部のインテリアにも配慮する必要があるのではないか。

さらに、たたき台の⑤で取り上げられた法廷等の使い勝手の向上に関して、今後の裁判所建築においては、時代の変化に対応できるような建築構造を検討することも必要であるし、裁判所の建築計画については、学術的な研究がなされるべきであり、さらに、裁判所のデザインについても、コンセプトを明確化していくべきではないか。」

(中尾委員)

- たたき台では、⑤につき、「法廷等（法廷、ラウンドテーブル法廷、弁論準備手続室等）」の整備について検討を進めるとされているが、実情調査の結果によれば、調停室の不足も問題となっているので、括弧内に調停室も加えてはどうか。

(高橋座長)

- 人的態勢に関する施策はもとより、物的態勢に関する施策も重要であ

るので、同施策に関する取りまとめも充実したものとすべきである。報告書できちんと書かないと、最高裁は現状で満足していると受け取られかねない。また、裁判所内部からの視点だけではなく、利用者・国民の視点からの問題点も書いてよいのではないか。たとえば、家裁の待合室は不十分な状況にあるが（乳児を寝かせるベッドがない家裁も一部にはあるようである）、そういう点も指摘してよいのではないか。確かに、現在の国の財政状況からするとすぐに改善されるのは難しいが、それとは別に最高裁の現状認識は書いてよいのではないか。

（秋吉委員）

- たたき台では、⑤につき、電話会議システムを始めとしたIT設備に関し、その増設や性能の向上について検討を進めるとされているが、電話会議システムだけを検討対象とするのではなく、裁判官等の法情報へのアクセスを向上させる上でも、地方部の司法サービスの充実を図る上でも、ITの重要性は今後ますます増していくものと考えられるので、更に進んで、裁判所においてIT環境の整備を進めていくという方向性を格調高く盛り込むべきではないか。

（菅野審議官）

- これまでの検討会や実情調査では、ITに関する議論が十分されていなかったもので、たたき台では、電話会議システムのみを取り上げているが、御指摘はごもっともであるので、検討したい。

（高橋座長）

- 諸外国でも、裁判手続においてITの活用が進んでいる例もあるので、秋吉委員の御指摘の点も盛り込むとよいだろう。

(イ) 弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策について

小野寺総務局第二課長から、弁護士の執務態勢等に関連する要因に関し

て考えられる施策案が、①弁護士へのアクセスに関する施策、②弁護士の執務態勢に関する施策の順に説明された。

具体的には、①に関し、(a) 弁護士の早期関与は事件の迅速・適正な解決にとって極めて有用であるので、訴訟事件に限らず、法的紛争全般において国民が紛争の初期段階で弁護士に容易にアクセスすることができるよう、弁護士の活動領域を訴訟外にも拡大することについて検討を進めるとともに、あらゆる地域で弁護士へのアクセスが容易になるように、弁護士人口の増加や過疎・偏在解消の進捗状況等を勘案しながら、法テラスの一層の整備・充実を始めとする弁護士の過疎・偏在解消のための施策を更に前進させることについて検討を進めること、(b) 経済的理由で弁護士にアクセスすることができない国民に対し、弁護士へのアクセスをより容易なものとするために、必要な前提条件を整備しつつ、民事法律扶助制度の拡充を図ることについて、給付制や負担金制の導入の可否や相当性も含めて検討を進めること、(c) 同様の観点から、権利保護保険の拡充を図ることについて検討を進めること、(d) 国民に対する弁護士に関する適切な情報開示や広報の拡充について、弁護士の業態との関係、弁護士会の役割や広告規制の在り方等にも留意しつつ、ホームページの改善を図るほか、専門認定制度の創設の可否や相当性も含めて検討を進めること、(e) 本人訴訟における審理の適正・迅速化を図る観点から、前述の諸施策により弁護士へのアクセスを一層改善することに加え、資力があり弁護士にアクセスできるにもかかわらず自ら訴訟を追行する当事者の割合が増加している現状をも踏まえ、弁護士強制制度の導入について、部分的導入の可能性も含め、検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

②に関し、(a) 近年の弁護士人口の急増により、全体として人員の充実度が飛躍的に高まっており、弁護士の執務形態に焦点を当てて施策を検

討することには違和感があるとの指摘もあるが、実情調査の結果等に照らせば、特に地方部において、過払金以外の民事訴訟事件が経験年数の多い一定層の弁護士に集中し、これらの弁護士は多数の事件を受任して繁忙度が高い状況もうかがえるので、今後の更なる弁護士人口の増加による影響等にも留意しつつ、このような層を中心とする弁護士の繁忙状況について注視し、必要に応じてその改善策の検討を進めること、(b)複雑な事件や専門的知見を要する事案における弁護士の対応能力を向上させ、これらの専門訴訟等の適正迅速な解決を図るため、専門委員等の専門家の活用を促進することに加えて、弁護士会による研修・研究会や、サポート専門家とのネットワークの拡充等、弁護士のサポート態勢の整備について検討を進めること、(c)若手弁護士のスキルアップについて、若手弁護士のスキルの現状を十分に把握しつつ、弁護士のOJTないし研修を充実させるための具体的手法や枠組み作りも含めて検討を進めることがそれぞれ考えられる旨、説明された。

(中尾委員)

○ たたき台では、①につき、本人訴訟への対応の強化として、弁護士強制制度の導入について、部分的導入の可能性も含め、検討を進めるとされているが、弁護士強制制度の導入に伴って弁護士に受任義務が課されると、弁護士は、信頼関係を形成することが難しいいわゆる困難当事者の事件を担当せざるを得なくなるし、遺産分割事件等の当事者の中には、第三者である弁護士が紛争に介入することに抵抗を感じる者もいると思われるので、弁護士強制制度の導入については、このような問題点も念頭に置いて十分慎重に検討する必要がある。更に言えば、本人訴訟の問題については、弁護士へのアクセスの強化や民事法律扶助の拡充によって解消できる部分も大きいのではないかと。

また、弁護士強制制度の部分的導入の可能性についても、導入が考え

られる対象事件が定かにならないと誤解が生じかねない。

- たたき台では、②で取り上げられた弁護士の繁忙状況の解消に関する施策案の中で、特に地方部において、過払金以外の民事訴訟事件が経験年数の多い一定層の弁護士に集中しているという事情が指摘されているが、このような事情はある一定の地方だけで見られる実情であって、地方における一般的な現象とはいいい難い上、仮に、このような事情があるとしても、これに対する現実的な改善策は考えられないのではないか。施策案としては、地方の弁護士の一般的な繁忙度が高いことを前提とした概括的な書きぶりとするのが適当ではないか。

(二島委員)

- 中尾委員の御指摘は、同感である。腕の良い医師のもとに患者が集まるように、腕の良い弁護士のもとに顧客は集まるのであり、仮に経験年数の多い一定層の弁護士に集中するという事情があるとしても、有能な弁護士に事件が集まるのはやむを得ないのではないか。

(菅野審議官)

- 各地の実情調査の結果等からは、多くの地方部において、特定の弁護士に相当数の事件が集中して繁忙である一方、それ以外の弁護士は、主に過払金事件や国選弁護事件等で経営を維持しているという傾向がみられるようであり、弁護士の層的な分化が生じつつあるのではないかと考えられる。二島委員が指摘されたとおり、弁護士の能力の差によって事件が集中するという側面もあると思われるが、一定層の弁護士に事件が集中して繁忙度が増しているという傾向が生じつつあるのであれば、この点自体は、施策案に盛り込んでおくべきではないかと考えている。もっとも、この点の表現ぶりに誤解を与えるおそれがあるというのであれば、経験年数以外の要素を加えるなど、工夫してみたい。

(中尾委員)

- そのような傾向があるとしても、これに対する改善策のイメージが全くわいてこない。

(二島委員)

- この問題は、いずれ時が解決してくれると思う。すなわち、現在弁護士人口の相当割合を占める若手弁護士が、今後、経験を積んで中堅クラスになれば、問題は解消するのではないか。

(菅野審議官)

- そのような傾向があるとするれば、解決を時に委ねて、ただ放置しておいてよいのだろうか。実情調査では、弁護士及び裁判官の双方から、従前と異なり、若手弁護士の急増により、若手のOJTを受ける機会が不足していることが指摘されており、二島委員が指摘されたように、時間が経てばそれで解決する問題でもないのではないか。また、地方の弁護士人口が増えたとしても、一定層の弁護士に事件が集中してしまえば、弁護士へのアクセス改善や弁護士の繁忙状況解消にはつながらないのではないか。

(中尾委員)

- 一部の地域での実情調査における個別事情に基づいて施策を検討するのはいかがなものか。

(高橋座長)

- 施策案の表現ぶりはともかく、事実認識としては、私も、様々な場面で、一定層の弁護士に事件が集中する傾向があると聞いている。このような状況の解消を図るために、何らかの改善策を検討することは必要ではないか。

(二島委員)

- 御指摘の状況は、弁護士に関する適切な情報開示によって解消されるのではないかと考えている。

(高橋座長)

- 事件を過剰に受任している弁護士がいるとも聞いたことがあるので、この問題点自体は施策案に残した上で、誤解を与えないような表現ぶりを工夫するのが適当と思われる。

(山本委員)

- たたき台の①で取り上げられた弁護士強制制度の導入については、たたき台の書きぶりに賛成である。弁護士強制制度の導入は、たたき台に記載されているとおり本人訴訟における審理の適正・迅速化に資するほか、本人訴訟に関する裁判所の負担軽減にもつながると考えられる。中尾委員は、弁護士が困難当事者の事件も担当せざるを得なくなるという問題を指摘されているが、そのような事件は本人訴訟の一部であるし、やはり弁護士を選任して有益だったと考える当事者も少なくないだろう。また、弁護士強制制度を導入している国においても、困難当事者の問題はあり、その点への対応策も採られているはずであるから、我が国だけが導入できないということにはならないはずである。
- たたき台の①において弁護士へのアクセスの強化に関する施策案として取り上げられている法テラスの一層の整備・充実については、実情調査において、法テラスの常勤弁護士の繁忙度の高さが指摘されているので、常勤弁護士の繁忙状況の解消を図るという意味でも、有益である。

(高橋座長)

- 中尾委員が指摘された弁護士の受任義務は、一般的に議論されている弁護士強制制度においては想定されていないと理解している。弁護士強制制度に関する施策案の趣旨を明確にするため、報告書には、この制度の説明も脚注等に盛り込んでどうか。また、弁護士強制制度の部分的導入については、平成8年の民事訴訟法の改正の際に、上告審に限定して導入することも議論されており、参考になるのではないか。

ウ 民事事件一般及び個別の事件類型に関する制度論・運用面の施策について

(秋吉委員)

- 裁判所の執務態勢等に関連する要因に関する施策案として今回のたたき台で盛り込まれた合議体による審理の積極活用は、前々回に議論した争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因に対する施策案としても盛り込まれているところ、このような事案においては、検討すべき論点が多数に及ぶ場合が多く、論点整理や法的問題点に関する調査に膨大な労力を要するため、特に合議体による審理の積極的な活用のメリットが大きいですが、前々回のたたき台では、そのあたりの記載がやや控えめであり、必ずしも十分に記載されていなかったという印象がある。こういった事情を前々回のたたき台の施策案にもきちんと盛り込んではどうか。

(菅野審議官)

- 次回の検討会では、御指摘の点も含め、これまでの3回分のたたき台で取り上げた施策案について、検討会での議論を踏まえ、また、相互の関係をも調整した上で、骨子案を作成し、各委員にお示ししたいと考えている。

(3) 今後の予定について

次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第39回 平成23年2月8日(火)午前10時から

第40回 同年5月20日(金)午前10時から

(以上)